

正しく理解して欲しい
「発達障がい」

発達障がいとは

発達障がいとは、脳の一部の機能の発達が関係する障がいであり、理解や行動の点で生活しづらさがあり、多くは低年齢で症状が現れます。

「発達障がい」には、主に次の4つの種類があります。

- ①自閉症…人との交流が苦手、特定の物や場所に強いこだわりがあるなどの特徴があります。
- ②アスペルガー症候群…自閉症と同様の症状が現れますが、知的発達や言葉の発達に遅れはありません。
- ③注意欠陥多動性障害(ADHD)…注意力がなく、衝動的で落ち着きがないなどの特徴があります。
- ④学習障がい(LD)…知的能力に遅れがないのに特定の学習分野に障がいが見られます。これらの特徴が複数ある場合もあります。

発達障がいは「見えにくい」

どの種類にも共通して「外見からは分かりにくい」ため、誤解されやすい」という特徴があります。

障がいによる困難さを理解してもらえず、周囲の配慮や環境の調整が必要な場合でも本人の頑張りの問題にされてしまい、うつ病やパニック障がいなどの二次的な障

がいに至ってしまう場合も少なくありません。

配慮のポイント

発達障がいは、種類や程度、年齢や性格などによっても症状の現れ方は異なります。それぞれの特性を理解し、一人一人に応じた対応をすることが大切です。

▼対応の例

○説明は、短い文で順を追って本人に分かる言葉です。写真や絵を添える。

○音や光などの刺激が苦手な場合には、落ち着ける環境を整える。

○「○○はやめなさい」と叱るより、「□□をしましょう」と具体的にどのようにしたらいいかを伝える。

何が原因で困っているのかが分からずに、そのことで本人が悩んでいる場合もあります。自分たちだけで悩みの解消が難しいときには、基幹相談支援センターでも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

■問合せ先 障がい者基幹相談

支援センター

☎ 055(262)12774

☎ 055(262)1276

Eメール fukushi-shien@city.fuefuki.lg.jp